

【在職証明書および就労状況申告書を作成する際の注意事項】

皆様からご提出いただく「在職証明書」「就労状況申告書」の中で、**毎年多くの書類不備と再提出のお願いが生じてしまう部分が、以下の項目になります。**

| | |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 休日 該当する曜日に ○をつけてください | 月・火・水・木・金・土・日・祝・その他() |
| 勤務時間 24時間表記で 記入してください | 月曜 時 分 から 時 分 まで |
| | 火曜 時 分 から 時 分 まで |
| | 水曜 時 分 から 時 分 まで |
| | 木曜 時 分 から 時 分 まで |
| | 金曜 時 分 から 時 分 まで |
| | 変則勤務等により記入できない場合は、平日の勤務時間と日数が分かる、学童クラブ利用開始予定月の勤務予定表または直近3か月以内の1か月(もしくは1サイクル)分の勤務実績を添付してください。 |
| 備考 (短時間勤務・休業等) | |

※ 平日の午後1時以降の勤務状況に基づいて、学童クラブ利用選考指数の基準指数を計算します。

■ 「休日」「勤務時間」が不定期のため正確に記入できない場合は、勤務実績表のコピーを添えてご提出下さい。

不定期勤務や不定休などの理由により「休日」と「勤務時間」の曜日の内容が正確に書き込めない場合は、必ずシフト表やタイムカードなどのコピーを添えてご提出下さい。

■ 「休日」と「勤務時間」の曜日の内容が一致しているかご確認下さい。

例えば「休日」の欄で水曜日に○印が付いているのに、「勤務時間」の欄で水曜日の勤務時間が記入されている、という場合は訂正となります。

■ 「備考」の欄に不定期勤務を表す記載がある場合も、勤務実績表のコピーを添えてご提出下さい。

「休日」「勤務時間」の欄に記入があっても、「備考」の欄に“フレックス制”などの不定期勤務に関する記載されている場合は、必ずシフト表やタイムカードなどのコピーを添えてご提出下さい。

■ 自営業（フリーランス等含む）の方については外勤・内勤問わず会社の運営が確認できる書類を添付して下さい。

(例) 開業届・営業許可証・事務所等の賃貸借契約書・仕入伝票・請求書・パンフレットやホームページ等

※保護者双方が同一の会社であれば、ご提出いただく書類は一部のみで大丈夫です。

【よくあるご質問と回答】

Q 1、**育児休業中ですが、学童クラブに利用申請できますか。**

A 1、育児休業中は学童クラブを利用できません。ただし、学童クラブ利用開始月の翌月 1 日までに復職予定の場合は、利用申請ができます。

Q 2、**産前・産後休暇中ですが、学童クラブに利用申請できますか。**

A 2、出産予定月を中心に前後 2 か月の計 5 か月間は、出産を要件に学童クラブを利用できます。

Q 3、**残業時間は基準指数の計算に含まれますか。**

A 3、含まれません。しかし、延長育成の必要性を判定する際には判定基準に含まれます（※延長育成を実施している外手児童館学童クラブのみ）。

Q 4、**通勤時間は基準指数の計算に含まれますか。**

A 4、含まれません。しかし、延長育成の必要性を判定する際には判定基準に含まれます（※延長育成を実施している外手児童館学童クラブのみ）。
また、利用選考指数が申請者間で同点となった場合に、優先順位決めの判定基準となります。

Q 5、**現在求職中ですが、申請できますか？**

A 5、2022年4月1日以降に就職先が決定（内定）していない場合は、申請できません。

Q 6、**有期契約のため、契約期間が今年度3月末で終了してしまうのですが。**

A 6、契約更新が前提であれば申請できます（その旨、備考欄に記入してもらって下さい）。
後日新たに契約が完了しましたら、新しい内容の在職証明書をご提出下さい。

Q 7、**外回り中心の仕事なので、通勤時間が記入できない。**

A 7、実績または社内規定による、最大の通勤時間を記入して下さい。

Q 8、**一日のうちに自宅内事務所で働いたり、外回りに出かけたりで、勤務場所も勤務日数も勤務時間も不規則な上にひとりで自営だからシフトも作っていないのですが、どうすればいいですか？**

A 8、「就労状況申告書（自宅事務所での勤務分）」「在職証明書（外回りの勤務分）」を両方作成した上、勤務実績から指数が算出できるもの（スケジュール表などの手書きのメモでも大丈夫です）を合わせてご提出下さい。自営分・外勤分の勤務日数と時間を合算し平均化して指数を算出します。

Q 9、**不定期勤務をしていますが、シフトもタイムカードもない会社に勤務しています。その場合は何を提出すればいいですか？**

A 9、法令上、全ての会社は従業員は勤務実績表を必ず作成しています。社内の担当者の方に事情をお話し、該当する月またはサイクルの勤務実績表の写しを取得し必ずご提出願います。